

Q&A

患者の遺族の一部からカルテ開示請求を受けたら？

Q. 私が院長を務めているクリニックには認知症外来があるのですが、先日、他院で亡くなった元患者の遺族のひとりから、「カルテ開示請求をしたい」との電話がありました。しかし、そのすぐ後に別の遺族から電話があり、「もし他の遺族からカルテ開示請求があっても絶対に応じないで欲しい」と言われてしまいました。どうやら、この患者の残した遺言の効力について相続人間で争いがあり、そのために遺族のひとりがカルテ開示請求をしてきたということのようです。当院の診療経過には問題はないので開示してもいいのですが、開示すると無用なトラブルに巻き込まれそうで躊躇しています。そこでお聞きしたいのですが、

- ① 本件のような場合、一部の遺族からのカルテ開示請求に応じなければならないのでしょうか。
- ② カルテ開示によるトラブルを避ける方法はありますか。

A.

1. はじめに

現時点において、患者遺族からのカルテ開示請求があった場合の対応について特化し定められた法令はありませんが、指針としては厚生労働省が公表している「診療情報の提供等に関する指針」¹⁾と日本医師会が公表している「診療情報の提供に関する指針」²⁾の2つが存在します。そして、いずれの指針においても、患者の配偶者、子や父母などの法定相続人およびこれに準ずる者（その法定代理人を含む。以下、本稿では単に「相続人」とします）からの請求には例外的な場合を除き応じることとされています。これらはあくまでも指針に過ぎないため、必ず従わなければならないというものではありませんが、請求者が患者の相続人であることが確認できた場合には、相続人全員の同意がある場合はもちろん、相続人の一部からの請求であっても原則的には応じている医療機関が多いのではないのでしょうか。

一方、上記2つの指針では、「例外的な場合」に該当するときには診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができるとされています。ではどのような場合が例外的な場合に該当するのかについては、「診療情報の提供等に関する指針」ではi) 診療情報

の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき及び ii) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときとしています¹⁾。また、「診療情報の提供に関する指針」では i) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき、ii) 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき及び iii) 診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存在するときとしており²⁾、どちらの指針もほぼ同じ内容を想定していることが判ります。本件では患者本人は死亡していますので、問題となるのは i) 第三者の利益を害するおそれがあるときということになるでしょう。

2. ①一部の遺族からのカルテ開示請求に応じるべきかどうかについて

そこで本件においてカルテ開示をすることが第三者の利益を害するおそれがあるかどうか検討すると、認知症外来のカルテには当該患者の受診日ごとの認知機能の程度が詳しく書かれていると思われるので、その記載内容に従い患者の意思能力が判断され、遺言の有効・無効に影響する可能性があります。そのため、カルテ開示によって第三者（本件では他の相続人）の利益を害する可能性は否定できません。そうすると、本件では、上記2つの指針に従ったとしてもカルテ開示を拒むことができると考えられます。もっとも、例外的な場合に該当する場合であっても、カルテ開示を拒むことができるとされているに過ぎないこと、開示そのものを拒んでしまうと開示請求者との間で、カルテ開示義務があるのかどうかといった別のトラブルになる可能性もあることから、次のとおり、法律上の根拠のある手続きを案内することが穏当でしょう。

3. ②カルテ開示によるトラブルを避ける方法について

カルテ開示に応じることによるトラブルを避けるため、相続人の一部からのカルテ開示請求で相続関係のトラブルが伺われるような場合は、弁護士会照会または裁判所からの文書送付嘱託等による開示請求の場合にのみ対応するという方針を採ることも考えられます。これらは弁護士法や民事訴訟法といった法令に基づく開示請求であり、個人情報保護法上も本人の同意なく開示できるとされているものです（個人情報保護法23条1項1号）。厳密にいえば、亡くなった患者の情報は同法の「個人情報」には該当しないのですが、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」^{3) 4)}においても亡くなった患者についての診療記録を保存している場合には生存している患者の個人情報と同等の扱いが

必要とされていることから、実際上は個人情報としての扱いをすることが妥当でしょう。このように、法令に基づく開示請求に対しては本人の同意がなくともカルテ等の個人情報開示が認められる以上、相続人の一部の同意がなくとも開示することができますので、開示したことに対しクレームが入ったとしても「当院では法令に従った対応をしています」という説明が可能になります。このように、カルテ開示についての別の方法を案内することによってトラブルを避け得ると考えられます。

4. 終わりに

上記2つの指針のいずれも、カルテ開示手続きについての院内規定を整備するよう求めています。同じ医療機関に対するカルテ開示請求なのに、受け付けた職員によって対応が異なるというのは問題ですから、カルテ開示請求の申請方法やかかる費用等に加え、遺族からのカルテ開示請求については相続人の一部からでも応じるのか、全相続人の同意を求めるのか、または弁護士会照会等にする必要があるのか、相続人であることの証明にはどのような書類を求めるのか等を規定として定め、院内掲示やホームページ上で公開しておくといいでしょう。

【参考文献】

- 1) 「診療情報の提供等に関する指針」(厚生労働省)
- 2) 「診療情報の提供に関する指針 [第2版]」(日本医師会)
- 3) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(厚生労働省)
- 4) 『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ & A (事例集)』(厚生労働省)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [第126回 カルテ開示業務における作業効率化への試み](#)***
- ・ [法律 遺族への死亡診断書やカルテの開示義務はある?](#)***
- ・ [第83回 「医師も金融老年学を学ぶ時代」](#)**

- ・ [カルテ開示を求められた場合の対応は?***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。